

公益財団法人竜の子財団 平成30年度 奨学生

公益財団法人竜の子財団平成29年度奨学生（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「公益財団法人 竜の子財団 平成30年度 奨学生募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 2017年度において休学（秋学期に復学した者を除く）、原級、在籍原級、留籍をしていないこと、また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。</p> <p>(4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 2017年度に一斉面接を受験していること。</p> <p>(6) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上であること（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）。</p>
学内締切（厳守）	<p style="text-align: center;">2018年1月23日（火）</p> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室（駿河台、生田、和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」8.応募の「提出書類」に記載の提出書類のうち、「(1)奨学金申請書（写真不要・担当者部分記入不要）」、「(2)履歴書」、「(3)身上書および別添記入用紙」、「(4)経済状況」、「(5)小論文」を提出してください。</p> <p>※その他の提出書類は学内選考合格者のみ2月2日（金）までに提出していただきますので、必ず事前に準備をすすめてください。（1月29日（月）学内選考結果通知予定）</p>
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、「募集要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。</p> <p>(4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。</p> <p>(5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）</p>

公益財団法人 竜の子財団 平成30年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

本財団は、アジア諸国からの留学生として来日した者のうち、志操堅固、学力優秀でありながら経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、アジア諸国間の国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、学習奨励費以下(大学院65,000円学部48,000円)の奨学金受給は可。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (3) 大学の学部又は大学院に在学する者で、平成30年4月1日現在で35歳以下の者(ただし、芸術系を専攻する正規大学院生については、40歳以下の者とする)
- (4) 現在、学業継続が困難であるなど、修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者(ただし、大学院月額65,000円学部月額48,000円以下の奨学金受給は可)
- (5) 日本語でのコミュニケーションが取れる者
- (6) 奨学生交流会(年3回を予定。うち1回は宿泊を伴う研修旅行)に、すべて出席できる者。但し、授業、学会参加等財団が認めた行事に参加する場合を除く。
- (7) 他のアジア諸国の留学生と積極的に交流し、アジア諸国間の国際友好親善に寄与できる者。

4. 採用人員

年間22名(全国20大学)

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額 年額120万円(月額10万円)
- (2) 支給の期間 奨学生に採用したときから、原則として、2年間。
ただし、各課程の最上級年次の奨学生は、上級の課程に入学した場合(学部から大学院、博士前期課程から博士後期課程、および修士課程から博士課程)を除き、原則として1年間とします。
- (3) 支給の方法 奨学金は、毎月20日に、翌月分の奨学金を本人の銀行口座に振り込みます。

6. 奨学金の支給の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- (1) 1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2) 休学または外国へ留学（短期留学・語学留学を含む）したとき
- (3) 専門学校・専修学校など、在籍する大学・大学院以外の学校へ入学したとき
- (4) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (5) 学則により処分を受けたとき
- (6) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (7) 原級にとどまったとき（留年）、または、卒業延期の恐れが生じたとき
- (8) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (10) その他留学生としての資格を失ったとき
- (11) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (12) 本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (13) 本財団の支援者の名誉を傷つけるなど著しく迷惑をかけたとき

7. 募集方法

大学を通じて募集します。

8. 応募の手続

次の書類を揃えて、在学する大学が指定する期日までに、提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
※学部生用と大学院生用があるので、どちらかを提出すること。
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書および別添記入用紙（所定の様式）
- (4) 経済状況（所定の様式）
- (5) 小論文（所定の様式）
- (6) 成績証明書（現課程のもの）
※ただし、現課程のものを入手不可能の場合は、前課程のものか、入学試験の成績順位などで代用すること。
- (7) 在学証明書
- (8) 合格通知書（入学許可書）の写し（大学院の各課程入学予定者のみ）
- (9) 在留カードの表面および裏面の写し
- (10) 日本語能力試験の合格証の写し（能力試験に合格している場合）
- (11) 学部長または指導教員による推薦状
※A4サイズで1枚以内とし（書式自由）、推薦状の作成者が封入したうえで、必ず封緘すること

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考（平成30年2月下旬～3月上旬開催予定）を経て理事長が奨学生を決定します。
- (2) 採用の可否については、平成30年3月上旬までに大学を通じて告知しますが時期がずれることもあります。
- (3) 平成30年3月中旬に贈呈式を催しますので、採用決定者は必ず出席をお願いいたします。

10. その他

- (1) 応募書類の受付後、その記入内容について確認するために、本財団の担当者と1時間程度の面談を、平成30年2月中旬～下旬に実施します。
面談スケジュールについては、大学を通じて日程調整をした上で決定しますので、あらかじめ、当該期間の予定を空けておくようにして下さい。
- (2) 採用決定者には、奨学金を送金するために、本人名義の金融機関口座の開示をお願いします。

以上

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人 竜の子財団 担当 椎塚 裕一

〒160-0022

東京都新宿区新宿3-1-24

京王新宿三丁目ビル2階

TEL 03-5367-2002

FAX 03-5367-2155

E-mail shiitsuka@tatsunoko.jp

Homepage <http://www.tatsunoko.jp>